

議案第 59 号

白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(白岡市こども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 白岡市こども医療費支給に関する条例（昭和 48 年白岡町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 50 年白岡町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年白岡町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

社会保険診療報酬支払基金法の一部が改正されたことに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。